

お客様各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0331 第 1 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和5年4月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
糞便中カンピロバクター抗原（定性）	184点 / 免疫（144点）	「D012」感染症免疫学的検査の「38」に準じる	未実施
	注 釈		
糞便中カンピロバクター抗原（定性） 糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。			
主な測定目的			
糞便中のカンピロバクター抗原の検出（カンピロバクター感染の診断の補助）			